

「学まち連携大学」促進事業 公募要領

1 事業の背景・目的

(1) 背景

京都市は、38の大学・短期大学が集積し、人口の約1割に相当する14万5千人の学生が学ぶ「大学のまち・学生のまち」である。

京都市及び（公財）大学コンソーシアム京都では、この京都の財産ともいえるべき「大学・短期大学の教育・研究成果の蓄積」や「学生の活力」を地域の課題解決や活性化に活かすとともに、地域社会との関わりの中で得られる学生の学びと成長の機会を創出するため、ゼミ単位や学生グループの活動を支援する「学まちコラボ事業」を実施してきた。

これまでの取組に加え、更に大学・短期大学や学生の力を地域の活性化の取組に活かし、取組を充実・発展していくためには、地域との協働活動がゼミ単位や学生グループの取組にとどまるのではなく、大学・短期大学の組織的な取組につなげていく必要がある。

(2) 目的

地域と連携した教育プログラムの開発及び実施に取り組む大学に対し助成を行うなど、大学・短期大学を挙げた地域連携の取組を支援する。

2 事業の概要

(1) 対象となる取組

ア 正課又は正課外で京都市内をフィールドとする地域連携型の実践的な教育プログラムを新たに開発・実施する、又は充実・発展させる事業を対象とする。

イ 「地域連携型」とは、地域で活動する住民組織や市民活動団体、地域企業、商店街、行政などと連携することを指すが、行政のみとの連携は対象外とする。

ウ 本事業の中で実施する取組について、学まちコラボ事業や各区の区民提案型まちづくり支援事業など、京都市及び（公財）大学コンソーシアム京都の補助金や助成金との併給は不可とする。

(2) 申請者

ア 京都市内に学生が通学するキャンパスが所在する大学又は短期大学（以下「大学」という。）の学長。ただし、申請大学として文部科学省の大学COC事業、COC+に採択された大学を除く。

イ 申請は、大学を単位とする。それ以外（学部、学科等）の単位で申請することはできない。

ウ 1つの大学が申請できる件数は1件とする。

(3) 選定件数

5件程度とするが、申請の状況等により予算の範囲内において調整を行うことがある。

(4) 補助期間

ア 最大4年間（予定）。

イ 毎年度、事業報告書及び決算書、翌年度の事業計画書及び予算書の提出を求め、事業の進捗状況によっては、次年度以降の計画の変更、又は補助金の減額・打ち切りを行うことがある。

(5) 補助金額の上限

ア 3,600千円（初年度・年間）

イ 補助金額の上限については、大学による取組が本格化する2017（平成29）年度に増加させ（初年度の概ね10/6を想定）、2018（平成30）年度以降は逡減させることを予定している（2018（平成30）年度は初年度の概ね5/6、2019（平成31）年度は初年度の概ね3/6を想定）。

ただし、2017（平成29）年度以降の予算については、京都市会の議決事項であるため、確約されたものではないことに留意すること。また、各年度の補助金額は、補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、事業の内容等を総合的に勘案して毎年度決定する。

ウ 補助金は、交付決定後、できるだけ速やかに採択された大学に支払う。補助金の対象となる事業期間は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日まで（ただし、初年度は補助金交付決定の日から翌年の3月31日まで）とする。

(6) 経費の範囲

ア 申請できる経費は、事業計画の遂行に必要な以下の経費とする。

経費については、必要に応じて各教員に配付することができる。

なお、大学は各教員による経費の執行状況を適切に管理するとともに、（公財）大学コンソーシアム京都の求めに応じ、各教員への配付額及び使用明細について資料を提供すること。

(ア) 人件費・謝金

① 人件費

採択された取組を遂行するに当たり直接従事することとなる、地域と大学をつなぐコーディネーター等の人件費に使用できる。

② 謝金

採択された取組を遂行するに当たり直接必要な専門的知識、情報、技術の提供等の協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できる。

(イ) 旅費・交通費

採択された取組を遂行するに当たり直接必要な国内旅費及び公共交通機関の交通費（実費相当）、宿泊費に使用できる。

※ 旅費・交通費は、原則として補助対象経費の総額の10パーセントを超えないこと。特別な事情により10パーセントを超える旅費・交通費の支出を希望する場合は、予算書に理由書（様式自由）を添付すること。

(ウ) 物品費

① 備品購入費

採択された取組を遂行するに当たり直接必要な設備備品の購入や設備備品を設置する際の軽微な据え付けに要する経費に使用できる。なお、設備備品の購入等に際しては、本補助事業の遂行に真に必要な場合に限るなど、特に留意すること。

※ 5万円以上の物品を備品とする。購入した備品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間、ラベル貼付や台帳の作成を行い、適切に管理すること。

※ 備品購入費は、原則として補助対象経費の総額の10パーセントを超えないこと。特別な事情により10パーセントを超える備品購入費の支出を希望する場合は、予算書に理由書（様式自由）を添付すること。

② 消耗品費

採択された取組を遂行するに当たり直接必要なソフトウェア、図書・書籍、事務用品等の消耗品の経費に使用できる。なお、学生の教科書など通常学生が負担すべき費用については、補助の対象とはならない。

(エ) その他

① 委託料

採択された取組を遂行するに当たり直接必要な外部委託に要する経費に使用できる（他大学の有するノウハウを活用する場合などは、大学や教職員に対する委託も可）。

※ 委託料は、補助対象経費の総額の50パーセントを超えないこと。

② 印刷製本費

採択された取組を遂行するに当たり直接必要な資料等の印刷、製本に要する経費に使用できる。

③ 会議費

採択された取組を遂行するに当たり直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要する経費に使用できる。

④ 通信運搬費

採択された取組を遂行するに当たり直接必要な物品の運搬、通信・電話料等に要する経費に使用できる。

⑤ 光熱水費

採択された取組を遂行するに当たり直接必要な電気、ガス及び水道等に要す

る経費に使用できる。

⑥ その他

採択された取組を遂行するに当たり直接必要なその他経費（物品等の賃借料、土地・建物借上料、施設・設備使用料、学会参加費、広報費、振込手数料等）に使用できる。

イ 対象外経費

建物等施設の建設、不動産取得に関する経費、食費、燃料費、採択された取組の遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、採択された取組の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することができない。

(7) 事業の進捗報告等

ア 初年度から2年間の取組について、3年目の前半に外部有識者による中間評価を行う。中間評価に基づく意見を踏まえ、以後の事業の改善に努めること。

イ 採択された大学は、京都市及び（公財）大学コンソーシアム京都の求めに応じ、年に1回開催する「大学・地域連携サミット（仮称）」において事例発表等を行うこと。

(8) 事業の継続性

補助期間中に事業体制を整備し、補助期間終了後は自立的に事業を継続できる計画を策定すること。

3 審査方法・基準等

(1) 審査手順

ア 本事業の選定のための審査は、（公財）大学コンソーシアム京都が設置する「学まち連携大学」促進事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

イ 審査は、提出された申請書等による「書面審査」及び「ヒアリング審査」の二段階審査を行い、採択事業を決定する。

ウ ヒアリング審査は書面審査終了後、速やかに行う予定であり、対象となった大学については、別途選定委員会よりその旨の連絡を行う。申請資料等の内容について責任をもって対応できるよう準備しておくこと。

(2) 審査項目及び基準

ア 地域連携の実績

- ・ 地域とのこれまでの連携の状況が組織的・実質的なものとなっているか。
- ・ 住民組織や市民活動団体、地域企業、商店街、行政などとの連携の状況が組織的・実質的なものであるか。

イ 地域連携型の実践的な教育プログラムの内容

- ・ 定量的な目標が設定されており、その目標は、実現可能性を損なわない範囲で

意欲的なものとなっているか。

- ・ 定性的な目標が設定されている場合は、その達成条件や達成時期が判断できる程度の具体的なものとなっているか。
- ・ 取組が目標を達成するために具体的かつ効果的なものとなっているか。
- ・ 大学の資源（シーズ）や実績等から判断して取組は実現可能性の高いものとなっているか。
- ・ 現状を発展させた取組となっているか。
- ・ 特定の学部・学科等にとどまらず、大学を挙げた取組となっているか。
- ・ 正課としての取組が含まれているか。

ウ 事業実施計画

- ・ 各年度の実施計画は妥当かつ具体的なものとなっているか。
- ・ 各年度の実施計画は、補助期間終了時の達成目標から照らして適切なものとなっているか。

エ 事業の継続性

- ・ 補助期間終了後も自立的に事業を継続できる計画となっているか。

オ 学内の実施体制

- ・ 大学を挙げた取組となるような学内の実施体制が整備されているか。

カ 各経費の明細

- ・ 申請経費の内容は妥当であり、計画上必要不可欠なものか。

(3) 選定結果の通知等

採択された大学には、学長宛に選定結果を通知する。なお、採択に当たっては、選定委員会等の審議を踏まえ、改善等の意見を付すことがある。

4 申請方法等

(1) 申請書等

本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の申請書等を作成し、京都市長及び（公財）大学コンソーシアム京都理事長宛に申請すること。

(2) 提出方法

申請書等を、2016（平成28）年7月15日（金）午後5時までに、（公財）大学コンソーシアム京都に提出すること。

送付する場合は、封筒に「学まち連携大学」促進事業申請書等在中」と朱書きの上、配達が可能である方法（小包、簡易書留、宅配便等）で余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにすること。

【提出先】〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路下る キャンパスプラザ京都内
（公財）大学コンソーシアム京都 調査・広報事業部

(3) その他

ア 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差替えや訂正は原則として認めない。

イ 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、又は虚偽の記載等があった場合、審査対象外とする。

また、虚偽の記載があった場合は、採択後に判明した場合においても、採択が取り消されることがある。

ウ 提出された申請書等は返還しないため、各大学において控えを保管しておくこと。

5 その他

(1) 採択された大学については、大学名及び概要等を公表する予定である。

(2) 本事業の趣旨・目的等を踏まえ、採択された大学は、自ら事業内容、成果等を各大学の Web サイト等を活用し積極的かつ継続的に学内外へ情報提供すること。特に、当該地域内での広報・普及活動について、積極的に取り組むこと。

(3) 京都市及び（公財）大学コンソーシアム京都において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等の際し、採択された大学に対しては、協力を求めることがある。なお、作成した事例集等に関する著作権は、京都市に帰属することになる。

6 問合せ先等

(1) 問合せ先

〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路下る キャンパスプラザ京都内

（公財）大学コンソーシアム京都 調査・広報事業部

E-Mail : chiiki-daigaku-m1@consortium.or.jp

電 話 : 075-353-9130

FAX : 075-353-9101

(2) スケジュール

公募説明会 2016（平成28）年5月19日（木）

公募期間 2016（平成28）年5月19日（木）～7月15日（金）

書面審査 2016（平成28）年7月下旬頃

ヒアリング審査 2016（平成28）年8月上旬頃

採択結果通知 2016（平成28）年8月下旬頃